

# 城陽市浄水場等の管理 業務の直面している課題

令和 6 年(2024 年)5月17日

城陽市上下水道部

# 1 現状

城陽市浄水場等の管理にあたっては当該業務に熟達した民間会社に業務委託してきた経過がある。

管理にあたっては土日祝日も含めた 24 時間体制で業務にあたる必要があるが、当該受託会社は城陽市浄水場等の設備について管理経験が豊富な従業員を多数擁しており、非常に業務水準が高い一方で、廉価に事業を受託し業務遂行してきた。

現在、委託している業務は以下のとおり

- |            |                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------|
| ○監視業務      | 各施設の水位・流量・薬品注入量・ポンプの作動状況・ろ過池洗浄状況の監視                         |
| ○制御業務      | 流量・ポンプの運転・弁の開閉・ろ過時間・薬品注入量の調整                                |
| ○確認点検業務    | 警報確認と対応、外部施設の確認点検、作業要領やマニュアル等の作成・見直し、故障時の緊急対応、またこれらに係る助言    |
| ○水質確認業務    | 指定箇所での水質確認測定、水質検査用水の採水、容器管理                                 |
| ○薬品管理業務    | 薬品の注入量、発注受入、薬品使用の助言                                         |
| ○地下水位測定業務  | 観測井の水位測定                                                    |
| ○宿日直業務     | 開庁時間外の対応                                                    |
| ○施設見学者案内補助 | 浄水場等の施設見学者の案内                                               |
| ○その他助言     | 施設設計に係る助言、工事実施時の施設運転に係る助言、緊急時における施設運転の設定に係る助言、緊急時の緊急修理に係る助言 |



城陽市第3浄水場

## 2 直面している課題について

### (1)現受託会社の令和7年度末での解散

現受託会社が、在籍社員の高齢化が進んだこと、従業員の確保が困難な状況であることから、令和7年度末をもって解散することを表明している。

→直営での対応は採用面、スキル面、市全体の定員管理計画の面で非常に困難であり、令和8年4月以降の受託会社の確保が急務となっている

### (2)次の受託会社について

浄水場等の設備を管理するという点において現状と同等水準の技術者を擁する企業は、水道設備メーカー系列企業か、プラントのメンテナンスを専門に取り扱っている企業に限定される。具体的には緊急時(障害発生時や災害等)対応の適切な要求水準を満たせるのは、豊富なノウハウと実績を有し、かつヒトとモノの調達のネットワークを有する大手しか選択肢がないのが実情である。

一方でこれらの企業においては、複数業務を一括して受託するビジネスモデルに移行しつつあり、従来型の個別委託での受注には消極的である。

**令和8年4月以降も浄水場等の運転や監視等の管理業務を継続させるための新たな仕組みを至急構築する必要がある。**